補助金等評価書(団体運営補助金)

第10回 - 第11回行財政改革推進委員会資料

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助	事業名	朝来市交通安全協会補助金	担当	部課		危機	養管理	部防災多	安全課
補	助要綱	朝来市交通安全協会補助金交付要綱	根拠	法令					
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する			類	団体運営費補助金				
		防犯・交通安全の推進	開始	年度	経過年	年数	終了	'年度	前回評価結果
事務事業		交通安全対策事業	R	2	4	年	R	11	継続

1.事業概要

T.P.A.M.S							
補助の目的	市民の交通安全意識の醸成及び交通事故防止に寄与する。						
補助が必要な理由							
補助対象者	朝来市交通安全協会						
補助対象事業	協会が行う交通安全思想の普及啓発及び交通	協会が行う交通安全思想の普及啓発及び交通事故防止事業					
補助率/補助額	補助対象事業に係る経費の2分の1 上限額 20万円						
上乗せ補助があ る場合の根拠							

2. 費用対効果(単位:円)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	昻	と終目標
	成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
1	市	内における交通事故発生件数	55	54	68	54以下	8	54以下
2	交	通安全教室開催回数	54	47	31	44以上(R3~R5平均)	8	44以上(R3~R5平均)
		補助額	200,000	200,000	200,000	200,000	_	-
		国庫支出金					_	-
	特定	県支出金					_	_
	財源	地方債					_	_
		その他					_	_
		一般財源	200,000	200,000	200,000	200,000	_	_
		一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	_	_
	補助件数		1	1	1	1	_	_
実績報告書		実績報告書	0	0	0	_	1	_

団体規約		_	1	_
団体決算書		-	-	-

			評価項目		2次	特記事項
		公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や 市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	妥当性		①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	;	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	透明性		①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
	補助対象者 の適正化		①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を変付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要網となっていること	0		
	補助対象経 費の適正化		①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係 のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補助率の適 正化		①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	0		
	補助の実施 期間		①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	0		
交付	上降	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	0		
基準	類(以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補具	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること			

3. 計画	<u> </u>	
区分	評価	特記事項
1次	継続	南但馬警察署、交通安全協会をはじめとする関連団体と連携を密にし、引き続き市民の交通安全の意識高揚のため、補助を継続して実施する必要がある。
2次		
外部		
最終		

(様式1)

区分

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助	事業名	朝来市防犯協会補助金	担当	部課		危機	管理	邹防災到	安全課
補	助要綱	朝来市防犯協会補助金交付要綱	根拠	法令					
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する			類	団体運営費補助金				
	26.暮らしを守る	防犯・交通安全の推進	開始	年度	経過年	₹数	終了	'年度	前回評価結果
事務事業		犯罪対策支援事業				年	R	14	

1.事業概要

1. 于 未 帆 女								
補助の目的	用来防犯協会の事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより、協会の円滑な運営を図り、もって安 全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。							
補助が必要な理 由	種多様な犯罪防止に向けて、市民の防犯意識向上のため							
補助対象者	明来市h防犯協会							
補助対象事業	2 青少年の非行防止及び健全育成の推進に	協会が行う防犯思想の普及及び高揚に関する事業 2. 青少年の非行防止及び健全育成の推進に関する事業 3. 薬物乱用防止、暴力団追放活動に関する事業 ほか						
補助率/補助額	補助対象事業に要する経費 上限額 90万円							
上乗せ補助があ る場合の根拠								

2. 費用対効果(単位:円)

2. 負用对划来(单位:円)									
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標		
	成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画	
1	刑法犯認知件数(南但馬警察署管内·年間)		111	169	109	109以下	8	109以下	
2)								
		補助額	851,000	851,000	851,000	851,000	_	_	
		国庫支出金					_	-	
	特定	県支出金					_	_	
	財源	地方債					_	_	
		その他					_	_	
		一般財源	851,000	851,000	851,000	851,000	1	1	
		一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	_	-	
		補助件数	1	1	1	1	_	_	
実績報告書		実績報告書	0	0	0	_	_	_	

団体規約	団体規約 O O		_	-	_	
団体決算書	0	0	0	-	-	-

			評価項目	1次	2次	特記事項
		公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や 市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	妥当性		①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	;	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	透明性		①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者)適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支険を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	0		
	補助対象経 費の適正化		①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補助率の適 正化		①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	0		
	補助の実施 期間		①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	0		
交付	上區	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上 で設定していること	0		
基準	類	以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補具	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること			

ひ. 計111	ц	
区分	評価	特記事項
1次	継続	南但馬警察署、防犯協会をはじめとする関連団体と連携を密にし、引き続き市民の防犯意識高揚のため、補助を継続して実施する必要がある。
2次		
外部		
最終		

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 21 日

補助事業名 地域自治包括交付金				部課	ŧ	ちづく	り協働	前部 市	民協働課
補	助要綱	朝来市地域自治包括交付金交付要綱	根拠	法令					
総合計画体系	3.多様なつなが	り・交流を育み、地域力をより高める	分	類		ব	体運	営費補助	功金
松口引四件木		つながる地域コミュニティの充実	開始	年度	経過年	F数	終了	7年度	前回評価結果
事務事業		地域自治協議会支援事業	Н	20	16	年	R		改正

1.事業概要

補助の目的	各地域自治協議会が地域の特色を活かし、創意工夫のもとに地域自治包括交付金を活用し、自律した地域自 台のまちづくりを行う。						
	補助による支援を行い、地域自治協議会の自立を促し、各行政区と行政の連携強化に繋げていくためにも要である。						
補助対象者	外地域自治協議会						
補助対象事業	○地域自治包括交付金 ・地域配分費 (均等:人口:面積=2:7:1) ・事務局運営費 (2,800千円/小学校区を基本 ・地域協働事業費 花づくり事業 (均等:人口=7:3) 環境保全事業 (区数割) 交通安全啓発事業 (区数割)	地域配分費 (均等:人口:面積=2:7:1) 事務局運営費 (2,800千円/小学校区を基本に算出) 地域協働事業費 花づくり事業 (均等:人口=7:3) 環境保全事業 (区数割)					
補助率/補助額	要綱別表による 上限額 規定無し						
上乗せ補助があ る場合の根拠							

2. 費用対効果(単位:円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最	と終目標	
	成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
1	① <mark>地域自治協議会活動参画者数</mark>		1,385	1,332	1,226	1,500	7	1,870
2	② 地域自治協議会の行事や事業に参加した市民の割合		21	27	33	34	7	36
	補助額		76,149,791	76,062,073	76,015,852	76,313,000	_	_
		国庫支出金					_	-
5	Œ l	県支出金					_	_
,	財原	地方債					_	_
		その他					_	_
	_	-般財源	76,149,791	76,062,073	76,015,852	76,313,000	1	1
	一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	_	-
	補助件数		22	22	22	22	_	_
	実績報告書		0	0	0	_	_	_

団体規約	0	0	0	_	-	_
団体決算書	0	0	0	-	-	-

			・	1 1/17	2次	特記事項
<u> </u>			計画場日 ①事業の目的や内容について、社会経済情勢や	100	2次	17心学快
		公益性	市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	3	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	;	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	ì	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者)適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×		市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
		助対象経 の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するための制度であり、規定無し
	補助	助率の適 正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	0		人口割、面積割等から算出
	補助	助の実施 期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	0		
交付	上降	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	0		人口割、面積割等から算出
基準	類(以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補具	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	0		地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するための制度であり、事業費補助へ転換することは馴染まない。

3. 計画	ц	
区分	評価	特記事項
1次		今後も人口減少や高齢化の影響に伴い集落を維持していく力が弱まることが予想される中、地域の特性に応じたまちづくりを推進するには地域自治協議会への包括交付金の交付は必要である。ただし、各地域の課題解決に向けた事業を効果的に実施できるような仕組みを検討する必要がある。
2次		
外部		
最終		

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助	 事業名	民生委員活動費補助金	担当部	部課		健康	福祉部 社会	福祉課
補	助要綱	朝来市民生委員・児童委員活動費用弁償等補助金交付要綱	根拠》	去令		民生	委員法、児童	福祉法
総合計画体系		役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分数	頣		ব]体運営費補助	功金
18.一人一人が		地域とつながる地域共生社会の実現	開始。	年度	経過年	F数	終了年度	前回評価結果
事務事業			R	3	3	年	R	改正

1.事業概要

1. 尹未佩女	
補助の目的	民生委員児童委員の活動が健全な地域社会づくりに貢献できるよう、朝来市民生委員児童委員連合会および 各単位民生委員児童委員協議会の活動の充実を図るとともに民生委員児童委員の資質向上を図る。
補助が必要な理由	厚生労働大臣から委嘱されている民生委員児童委員、主任児童委員が、地域において住民の身近な相談や 専門機関へのつなぎ役等各種の福祉活動を行い、地域福祉の向上を図り活動するため。
補助対象者	朝来市民生委員児童委員連合会
補助対象事業	・民生委員児童委員の活動等 ・各民児協定例会の開催 生野民生委員児童委員協議会 12回、和田山民生委員児童委員協議会 6回 山東民生委員児童委員協議会 12回、朝来民生委員児童委員協議会 12回 ・民生委員推薦会 一斉改選(3年に1度)に伴う推薦会の開催
補助率/補助額	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱別表に掲げられた民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助事業に定める補助金の額に、市が別に定める額を加えた額(実質、委員一人当たり20,000円)
上乗せ補助があ る場合の根拠	

2. 費用対効果(単位:円)

	食用刈刈禾(甲位:)	1/			1	7		
		令和3年度	令和	4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	成果指標	実績 実績 実績		計画	年度	計画		
1	民生委員児童委員、主任児童委	員数	38	138	137	141	6	141
2	<mark>民生委員等活動日</mark>	数 13,6	36	14,381	15,357	15,000	6	15,000
	補助額	11,111,6	00 1	1,091,400	11,031,400	11,352,200	_	_
	国庫支出金						_	_
	特 県支出金	8,351,6	00	8,374,100	8,291,400	8,532,200	_	_
	財地方債源						_	_
	その他						_	_
	一般財源	2,760,0	00	2,717,300	2,740,000	2,820,000	_	_
	一般財源の割合	24	8%	24.5%	24.8%	24.8%	_	_
	補助件数		1	1	1	1	_	_
実績報告書		0		0	0	_	_	_

団体規約	0	0	0	_	_	_
団体決算書	0	0	0	-	_	_

			・文内を年の刊定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1/17	ሳ ነ /ተ	特記事項
	1		評価項目	八	2次	行記争垻
		公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や 市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	3	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	7	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	ì	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者 適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支随を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×		市の徴収金の規定無し
	補買	助対象経 の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	×		除外規定無し
	補且	助率の適 正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×		規定無し(実質的には、会員一人当たり20,000円)
	補且	助の実施 期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	0		
交付	上區	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上 で設定していること	×		規定無し(実質的には、会員一人当たり20,000円)
基準	類(以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補且	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		
	運.	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	×		団体運営に必要な補助であり、事業費補助への転換はできない

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市民生委員児童委員連合会の活動は、住民の福祉の増進に不可欠なものである。補助がなくなれば、民生委員児童委員活動に重大な支障が生じ、活動自体が実施困難になるため、継続する必要がある。
2次		
外部		
最終		

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助	補助事業名 朝来市社会福祉協議会運営事業補助金					健康	福祉部 社	会福祉課
補	助要綱	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱	根拠	法令			社会福祉	:法
総合計画体系		役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分	類		ব	体運営費	補助金
松口訂四件木	18.一人一人が	地域とつながる地域共生社会の実現	開始	年度	経過年	F数	終了年度	前回評価結果
事務事業		Н	25	11	年	R	継続	

1.事業概要

1. 尹未佩女								
補助の目的		社会福祉を目的とする事業を行う団体である社会福祉協議会を支援することにより、協議会の業務の円滑な 実施の確保等を通じて、市民の自主的な活動がより一層活発に行われるような環境整備を図り、本市の地域 福祉の向上に寄与することを目的とする。						
補助が必要な理由	会福祉協議会は行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど公共性の高い事業の実施母体(法人)であり、当該事業からは利益をあげることを第一目的としていない。このため、すべての事業を自主財源でいるとは困難であり、団体運営を確実にするためには人件費を含めた一定の補助金を交付する必要がある。							
補助対象者	朝来市社会福祉協議会	·····································						
補助対象事業	70%を補助する。 【朝来市社会福祉協議会の主な事業】	担当の職員分)の	助金交付要綱、人件費補助基準による。)給料の98%を補助基準額とし、その基準額の 事業、生活困窮者支援事業、訪問居宅介護事					
補助率/補助額	補助対象経費の70% 上限額 規定無し(但し、人件費補助基準有)							
上乗せ補助があ る場合の根拠								

2. 費用対効果(単位:円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	昻	と終目標
	成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
1	対象職員数	8	8	8	8	6	8
2	友人や地域の中で、気軽に相談したり積れる人がいる市民の割合	54.8	53.9	54.4		11	58.8
	補助額	29,547,000	30,363,000	29,338,000	31,383,000	1	1
	国庫支出金					1	_
5	持東大出金					1	_
,	財 地方債 源					1	_
	その他					1	1
	一般財源	29,547,000	30,363,000	29,338,000	31,383,000	1	1
	一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
	補助件数	1	1	1	1	_	-
実績報告書		0	0	0	_	_	_

団体規約	0	0	0	_	-	_
団体決算書	0	0	0	-	-	-

			評価項目	1次	2次	特記事項
		公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や 市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	3	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	;	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	j	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者)適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×		市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
		助対象経 の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補助率の適 正化		①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	0		
	補具	助の実施 期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	0		
交付	上降	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	0		人件費補助基準に基づき上限設定有
基準	類(以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補具	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	×		人件費に対する補助であり、事業費補助への転換は できない

区分	評価	特記事項
1次	継続	社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域の福祉の推進を図ることを目的として各市町村に設置されるものであり、地域福祉の公共性が高い事業を実施している。地域福祉の向上や住民主体の地域づくりのために今後も制度を継続していく必要がある。
2次		
外部		
最終		

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助事業名 市身体障害者福祉協会活動助成金			担当部課	健康	福祉部 社会	福祉課
補	助要綱	朝来市身体障害者福祉協会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる			₫	個体運営費補助	功金
和自引回体系	21.障害のある.	人の居場所と役割がある自立支援の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務 事業		暗宝老団休笑支援 事業	R 3	3 在	R	五佐

1.事業概要

一,争未似女							
補助の目的	市身体障害者福祉協会の円滑な運営及び障害者福祉の増進を図る。						
補助が必要な理由	市身体障害者福祉協会の自主自立活動を促る人の社会参加を促進するため。	5身体障害者福祉協会の自主自立活動を促進し、多様な地域活動の場や機会を提供することで、障害のあ 5人の社会参加を促進するため。					
補助対象者	朝来市身体障害者福祉協会	月来市身体障害者福祉協会					
補助対象事業	①身体障害者の福祉に関する普及啓発事業 ②身体障害者の福祉に関する研修事業 ③身体障害者の社会参加の促進に関する事 ④身体障害者に対する支援事業 ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と						
補助率/補助額	補助対象事業に要する経費の額 上限額 571,000円						
上乗せ補助があ る場合の根拠							

2. 費用対効果(単位:円)

	只	用对别未(单位.口)	,					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	成果指標		実績	実績	実績	計画	計画年度	
① 会員数		会員数	305	268	246	226	6	226
2) 1	舌動回数	25	28	28	28	6	28
		補助額	571,000	571,000	571,000	571,000	_	_
		国庫支出金					_	_
	特定	県支出金					-	_
	財源	地方債					-	_
		その他					_	_
		一般財源	571,000	571,000 571,000 571,000		571,000	_	_
		一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	_
		補助件数	1	1	1	1		_
	実績報告書		0	0	0	_		_

団体規約	0	0	0	_	_	_
団体決算書	0	0	0	_	_	_

	1m <i>1</i> 9.		・父刊基準の刊足			41 == -t- =
			評価項目	1次	2次	特記事項
		公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市 民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実 現を図ること	0		
補助	1	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が 最適であること	0		
原則	7	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	透明性		①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者)適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×		③市の徴収金に係る規定なし
		助対象経 の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補助率の適 正化		①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×		①補助率の設定なし
	補助	助の実施 期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×		終了年度の設定なし
交付	上區	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	0		令和元年度決算額を基準として、補助金額の上限を 設定
基準	類(以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補且	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		高齢化に伴い会員数は減少しているが、精力的に活動されている
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	×		団体運営に必要な補助であり、事業費補助への転換はできない

区分	評価	特記事項
1次		障害のある方が地域の中で自立して生活できるよう活動する市身体障害者福祉協会に対する支援であり、市として継続して行うべき事業である。
2次		
外部		
最終		

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助事業名 高年齢者就業機会確保事業費等補			担当部課	健康	福祉部 高年	福祉課
補助要綱 高年齢者就業機会確保事業費補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱			根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる			Ξ	個体運営費補助	助金
和四百日季	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	シ	ルバー人材センター支援事業	R 4	1 年	R	継続

1.事業概要

1. 爭未恢安	尹未似女							
補助の目的	○高齢者の就業機会の確保や技術研修等を実施するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の 健康・生きがいづくりを促進する ○高齢者の経験と知識を生かした、地域社会に貢献できる就労機会の増加を促進する							
補助が必要な理由	高齢者の就業をサポートし、高齢者のやりがし	齢者の就業をサポートし、高齢者のやりがいや生きがいづくり、社会参加の促進を図るため						
補助対象者	公益社団法人 朝来市シルバー人材センター	☆益社団法人 朝来市シルバー人材センター						
補助対象事業	(シルバー人材センター事業分)交付要綱(平	高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金シルバー人材センター事業分)交付要綱(平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170号。厚生労働事務で国知の別紙第3条に規定する、高年齢者就業確保事業						
補助率/補助額	1/2 上限額 国基準額							
上乗せ補助があ る場合の根拠								

2. 費用対効果(単位:円)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	馬	と終目標
	成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
1	シルバー	人材センター会員数	528	580	531	560	7	560
2	元気高	齢者の割合	77.9	77.9	77.4	78.0	7	80.0
	補助額		11,120,000	11,120,000	11,860,000	12,860,000	_	_
	国庫支出金						_	-
5	特定県支出金						_	_
,	財原	地方債					_	_
		その他					_	_
	一般財源		11,120,000	11,120,000	11,860,000	12,860,000	_	-
	一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	_	-
	補助件数		1	1	1	1	_	_
	実績報告書		0	0	0	_	_	_

団体規約	0	0	0	_	_	_
団体決算書	0	0	0	-	_	_

			・	1 1/17	2次	特記事項
	1		計画場口 ①事業の目的や内容について、社会経済情勢や	1/	۷۸	17 心
		公益性	市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	妥当性		①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	,	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること			
	j	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者)適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要網となっていること	×		③④未設定
	補買	助対象経 の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係 のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補具	助率の適 正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	0		
	補具	助の実施 期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	0		
交付	上區	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上 で設定していること	0		国基準に準拠
基準	類(似制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補具	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	×		運営補助金と事業費補助金の両方を包括している

区分	評価	特記事項
1次	継続	就業紹介を通じ、仕事のやりがいや社会参加の機会を提供する中心的かつ公共性の高い役割を担う 団体であり、継続して支援する必要がある。
2次		
外部		
最終		

新設

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助	担当	部課		こども	みらい部 こ	ども園課		
補助要綱 保育所等運営補助金交付要綱				法令	令和5年度	保育対策	総合支援事業費補助	金(保育体制強化事業)
総合計画体系	4.誰もが居場所や	役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分	類		<u> </u>	体運営費補助	助金
	19.地域みんな	開始	年度	経過年	年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立	∑保育所・こども園運営改善事業	R	6	1	年		

1.事業概要

1.尹未恢安								
補助の目的	保育支援者を配置し、保育士の負担軽減を図り、保育士が働活きやすい勤務環境を整備する。							
補助が必要な理 由	・資格がなくても対応できる業務を無資格のほ士の就業継続と離職防止を図るため。	資格がなくても対応できる業務を無資格のほしく支援者に委ねることにより、私立園の保育環境を整え、保育の就業継続と離職防止を図るため。						
補助対象者	・市内私立保育所及びこども園							
補助対象事業	・無資格の保育支援者を雇用した場合、一人	月額100,000円をネ	浦助する					
補助率/補助額	定額	上限額	一人月額100,000円					
上乗せ補助があ る場合の根拠								

2. 費用対効果(単位:円)

2. 貧用対効果(単位:円)							
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
1	支援施設数				1		
2	補助対象人数				1		
	補助額				1,200,000	_	-
	国庫支出金				600,000	_	-
	特 県支出金				300,000	_	_
	財地方債源					_	_
	その他					_	_
	一般財源	0	0	0	300,000	1	1
	一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	25.0%	1	1
	補助件数						_
	実績報告書				_	1	1

団体規約		_	-	-
団体決算書		-	-	-

			・文内を学り刊定 評価項目	1 1/2	2次	特記事項
<u> </u>	<u> </u>		計1114日 ①事業の目的や内容について、社会経済情勢や	100	2八	17 心 尹 快
		公益性	市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	妥当性		①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	7	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること			
	ì	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者)適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	0		
	補買	助対象経 の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係 のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補且	助率の適 正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	0		
	補具	助の実施 期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×		・国・県制度の準じる。
交付	上區	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上 で設定していること	×		・国・県制度の活用であり、国・県の補助基準額による。
基準	類(以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補且	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること			
	運.	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	0		

区分	評価	特記事項
1次	継続	・私立園からの要望に応じ、国・県制度を活用して支援する。
2次		
外部		
最終		

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補耳	 事業名	保育園・こども園運営改善補助事業	担当	部課	こどもみらい部 こども園課				
補	助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠	法令					
総合計画体系	4.誰もが居場所や	2役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分	類		ব	体運	営費補助	协金
松口引回体示		で安心できる子育て環境の充実	開始	年度	経過年	Ŧ数	終了	7年度	前回評価結果
事務事業	私式	Н	30	7	年	R		改正	

1.事業概要

1. 事未似女								
補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る。							
補助が必要な理由	・地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内	也域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園の安定経営を支援するため。						
補助対象者	市内私立保育所及びこども園							
補助対象事業	・保育所等の安定経営と交付対象事業に積極 図る	色的に取り組む保育	育所等に対して、保育内容・保育環境の充実を					
補助率/補助額	10,000円×定員数×運営月数 上限額 規定なし							
上乗せ補助があ る場合の根拠	・事業費加算:要綱中の対象事業の内、実施事業数による加算 年額100,000円×実施事業数・看護師配置補助:月額65,000円×看護師配置月数							

2. 費用対効果(単位:円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最	と終目標
成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
1	待機児童数	0	0	0	0		
2	12歳以下の市民の内、保育サービスや子育工支援が免棄していると感じる市民の割合	63.6	54.3	55.5	54.8		
	補助額	8,450,000	8,290,000	8,310,000	8,390,000	_	-
	国庫支出金					_	-
5	博 県支出金					_	_
ļ	財 地方債 原					_	_
	その他					_	_
	一般財源	8,450,000	8,290,000	8,310,000	8,390,000	_	-
	一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	_	-
	補助件数	6	6	6	6	_	_
実績報告書		0	0	0	_	-	_

団体規約	0	0	0	_	_	_
団体決算書	0	0	0	-	_	_

			評価項目	1 1/17	2次	特記事項
				以	2次	村心争块
		公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や 市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	妥当性		①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	有効性		①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	j	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者 適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	0		
	補助対象経 費の適正化		①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補助率の適 正化		①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	0		
	補助の実施 期間		①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×		・法人の運営を支援するものであり、補助年限は定めていない。
交付	上	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上 で設定していること	0		
基準	類	以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補具	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	0		

ひ. 計111	ц	
区分	評価	特記事項
1次	継続	・保育園やこども園での一貫した教育・保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続する。
2次		
外部		
最終		

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助	事業名	保育士等家賃補助事業	担当	部課		こども	みらい	部 こと	ども園課
補	助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠	法令					
総合計画体系		役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分	類		ব	体運営	費補助	助金
心口间四个木	19.地域みんな	で安心できる子育て環境の充実	開始	年度	経過年	₹数	終了	年度	前回評価結果
事務事業	私立	工保育所・こども園運営改善事業	R	3	4	年	R	9	

1.事業概要

補助の目的	私立園を運営している法人に対し、家賃補助を行い、私立園の人材確保を図る。								
補助が必要な理由	・人材確保が困難な状況を解消するため。	人材確保が困難な状況を解消するため。							
補助対象者	市内私立保育所及びこども園								
補助対象事業	・法人が給与規程等で職員に対する住居手当(月額1人当たり10,000円を上限)を補助する。・補助の期間は、一人当たり新規採用から3年		合、法人が職員に対し支給する住居手当と同額 。						
補助率/補助額	法人が支給する住居手当と同額 (一人月額10,000円を上限)	上限額	一人当たり月額10,000円						
上乗せ補助があ る場合の根拠									

2. 費用対効果(単位:円)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最	と終目標
成果指標		成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
1	補	助対象人数		1	2	3	R9	8
2	新	f規対象人数		1	1	1	R9	6
		補助額		120,000	240,000	360,000	1	1
		国庫支出金					1	_
5	持定	県支出金					-	-
,	財源	地方債					_	_
		その他					1	1
	一般財源		0	120,000	240,000	360,000	1	1
		一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
補助件数		補助件数		1	2	2	_	-
実績報告書		実績報告書		0	0	_	_	_

団体規約	0	0	-	_	_
団体決算書	0	0	1	_	_

	評価項目				2次	特記事項
		公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や 市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	妥当性		①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	有効性		①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	j	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者)適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要網となっていること	0		
	補助対象経 費の適正化		①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係 のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補助率の適 正化		①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	0		
	補助の実施 期間		①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	0		
交付	上降	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	0		
基準	類(以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補具	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること			
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	0		

3. 計11	1	
区分	評価	特記事項
1次	継続	・新規人材確保のため、継続する。
2次		
外部		
最終		

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助	事業名	保育所等給食費補助事業	担当	部課		こども	みらい部 こ	ども園課
補	助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠	法令				
総合計画体系		2役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分	類		<u> </u>]体運営費補	助金
		で安心できる子育て環境の充実	開始	年度	経過年	Ŧ数	終了年度	前回評価結果
事務事業	私立	な保育所・こども園運営改善事業	R	1	6	年	R	

1.事業概要

補助の目的	・私立保育所・こども園に、給食費(副食費相当う。	私立保育所・こども園に、給食費(副食費相当額)を補助し、私立園の安定経営及び保護者負担の軽減を行っ。							
補助が必要な理 由	姶食提供に係る保護者負担を軽減し、子育てに係る経済負担の軽減を図るため。								
補助対象者	市内私立保育所及びこども園								
補助対象事業	・副食費相当額 1号認定児:月額3,200円(R5までは3,000P 2号認定児:月額4,700円(R5までは4,500P								
補助率/補助額	10/10 上限額 園児数×補助単価×月数								
上乗せ補助があ る場合の根拠									

2. 費用対効果(単位:円)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標		成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
1	① 支援施設数		5	5	5	5		
2)							
		補助額	10,819,500	11,001,000	10,306,500	11,258,000	1	1
		国庫支出金					1	1
	特定	県支出金					1	1
,	財源	地方債					1	1
		その他					1	1
		一般財源	10,819,500	11,001,000	10,306,500	11,258,000	1	1
一般財源の割合		一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
		補助件数	5	5	5	5	_	_
実績報告書		実績報告書	0	0	0	_	_	_

団体規約	0	0	0	_	-	_
団体決算書	0	0	0	-	-	-

			評価項目	1次	2次	特記事項
		公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や 市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	3	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	有効性		①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	j	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者)適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支険を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	0		
	補助対象経 費の適正化		①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補助率の適 正化		①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていない こと	×		・一人当たりの定額(国の公定価格に準拠)。
	補助の実施 期間		①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×		・保護者の経済負担を軽減するものであり、補助年限は定めていない。
交付	上降	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	0		
基準	類(以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補具	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	0		

区分	評価	特記事項
1次	継続	・子育てに係る保護者の経済負担を軽減するものであり、継続する。
2次		
外部		
最終		

(様式1)

区分

既存

補助金等評価書

作成•更新日

令和 6 年 6 月 28 日

補助	商工業振興対策事業補助金	担当	部課		産業	振興部	阝 経済	振興課	
補助要綱 朝来市商工業振興対策事業補助金交付要				法令					
総合計画体系	2.人と自然が共	生しながら地域で循環する産業を確立する	分	類		ব	体運	営費補助	力金
		f循環と多様な働き方の創出	開始	年度	経過年	F数	終了	7年度	前回評価結果
事務事業		商工会支援事業				年	R		

1.事業概要

補助の目的	市の商工行政の一翼を担う経済団体である朝来市商工会を支援し商工業の振興及び地域の活性化を推進す る。							
補助が必要な理由	〇事業者の経営力強化及び経営安定化を図 〇新規創業者の促進を図る 〇事業者の事業承継の円滑化を図る							
補助対象者	朝来市商工会、商工団体							
補助対象事業	○通常事業 ・補助対象経費は、指導職員人件費、旅費対策費、 青年女性対策費等 ○特別事業 ・戦略的経営支援事業 ・地域支援事業	∵、研修会・講習会	等の開催費、視察関連費、金融指導費、労務					
補助率/補助額	○通常事業 国県補助金の3割以内 ○特別事業 補助対象経費5割以内(戦略的経営支援事業 は補助対象経費の8割) 上限額							
上乗せ補助があ る場合の根拠								

2. 費用対効果(単位:円)

	長川内勿木(牛匹二丁/						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	聶	&終目標
成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
1	新規創業者数	11	5	11	10	8	10
2	商工会会員数	912	920	860	910	8	940
	補助額	20,527,000	20,235,000	20,235,000	20,218,000	_	_
	国庫支出金					_	_
5	博 県支出金					_	_
ļ	財 地方債 原					_	_
	その他					_	_
	一般財源	20,527,000	20,235,000	20,235,000	20,218,000	_	_
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	_	_
	補助件数	2	2	2	2	_	_
実績報告書		0	0	0	_	_	_

団体規約	0	0	0	_	-	_
団体決算書	0	0	0	-	-	-

			・文内を学り刊定 評価項目	1 1/17	2次	特記事項
<u> </u>			計1114日 ①事業の目的や内容について、社会経済情勢や	100	2八	17 心 尹 快
		公益性	市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の 実現を図ること	0		
補助	3	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策 や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段 が最適であること	0		
原則	7	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	0		
	ì	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	0		
		助対象者)適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	0		
	補助対象経 費の適正化		①補助対象経費は補助目的に対して適切であること と ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係 のない視察・研修旅費を対象としていないこと	0		
	補助率の適 正化		①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	0		
	補助の実施 期間		①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×		朝来市商工会は市内の商工業の振興及び地域の活 性化を担う経済団体であり、引き続き支援していく
交付	上降	限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	0		
基準	類(以制度の 精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	0		
	補且	助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・ 向上していること	0		コロナ禍により新規創業件数は減少しているが、商工 会会員数は増加している
	運	重複補 助の有 無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	0		
	営費補	適切な 会計処 理	①団体の会計処理が適切に行われていること	0		
	助	事業費 補助へ の転換	①事業費補助へ転換すること	0		

J. hT III	-	
区分	評価	特記事項
1次		商工会は、朝来市唯一の経済団体で、市内商工業振興を図るうえで、その存在意義は大きい。市関係 課との定例会議を行いながら、連携を深めながら市内商工業の振興を図っていきたい。
2次		
外部		
最終		